

軽米町公共施設等総合管理計画

軽米町

平成29年3月

目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 公共施設等の対象範囲	2
4. 計画の期間	2
第1章 人口・財政の状況	3
1. 人口の推移とこれからの推計	3
2. 財政状況	5
第2章 公共施設等の現状	9
1. 用途別公共建築物の保有状況	9
2. インフラ資産の整備状況	13
第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	16
1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	16
2. 公共施設等の投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み	18
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	21
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	21
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）	22
3. 具体的な取組方策	24
第5章 用途別の施設管理に関する基本的な方針	28
1. 公共建築物	28
2. インフラ資産	31
第6章 推進体制	32
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	32
2. フォローアップの実施方針	33
【資料】施設用途別建物一覧	34

はじめに

1. 計画の背景と目的

本町のまちづくりの基本は、町民が自分たちのまち＝軽米町に愛着と誇りを持ち、共に住み、共に暮らしていく、夢のある郷土とすることです。

本町では、昭和40年代から50年代をピークに、学校教育系施設や社会教育系施設などに代表される公共建築物や、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ資産など、町民ニーズに合わせ公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設等は老朽化が進み、建替えや大規模改修の時期を迎えることから、多額の費用確保が必要となることが予測されます。

一方、社会保障費をはじめとした経常経費の増加に伴う財政の硬直化、人口減少等による地方交付税の段階的縮減等、今後の厳しい財政状況が見込まれる中で、適正に公共施設等を維持・更新していくことが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本町では、公共施設等の供給量の適正化、既存の公共施設等の有効活用、公共施設等の効率的な管理・運営等を図り、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、軽米町公共施設等総管理計画(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

平成25年11月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本町の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、「新軽米町総合発展計画」や「軽米町人口ビジョン・総合戦略」、「第5次軽米町行政改革大綱」などと整合を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

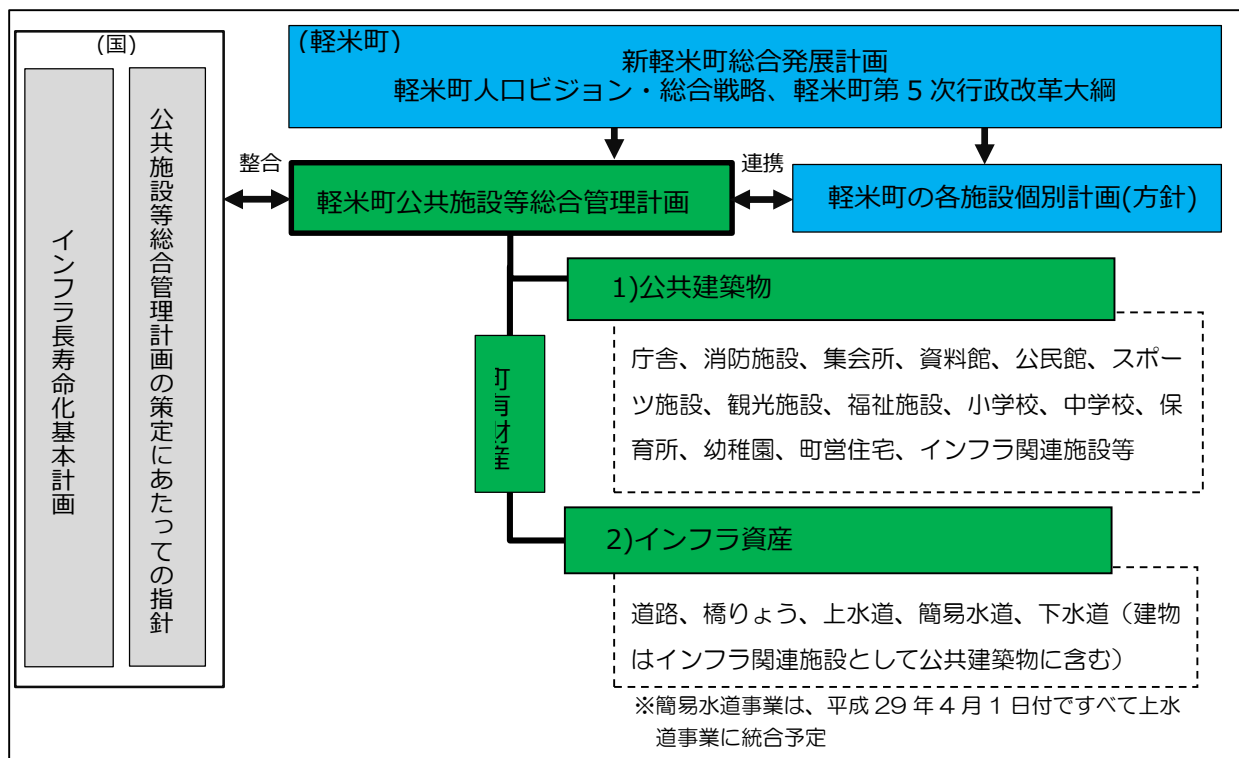


図1 計画の位置づけ

3. 公共施設等の対象範囲

(1) 計画の対象

本計画の対象は、本町が保有・管理する公共建築物とインフラ資産とします。

(2) 作成にあたっての情報収集方法

平成28年3月末時点の『軽米町町有財産リスト』の情報(種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等)を基に、各課へのヒアリング調査(改修の履歴や維持管理費、利用者数等)の情報を加味して、整理を行いました。

また、施設の集計単位は、施設ごとに建物情報等を整理しました。

公共施設の分類・整理は、一つの施設で、複数の棟別に区分される場合があります。

(例：軽米小学校の校舎、屋内運動場など)

4. 計画の期間

計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

第 1 章 人口・財政の状況

1. 人口の推移とこれからの推計

国内全体で人口減少が進む中、今後団塊世代が高齢化するにつれて人口減少のペースが速まることが懸念されています。

本町の人口は、平成27年国勢調査によると9,330人であり、昭和35年の17,672人をピークに減少傾向が続いています。

軽米町人口ビジョン・総合戦略の将来展望によると、将来人口は今から25年後の平成52（2040）年には7,544人、平成72（2060）年には6,464人まで減少すると見込まれています。

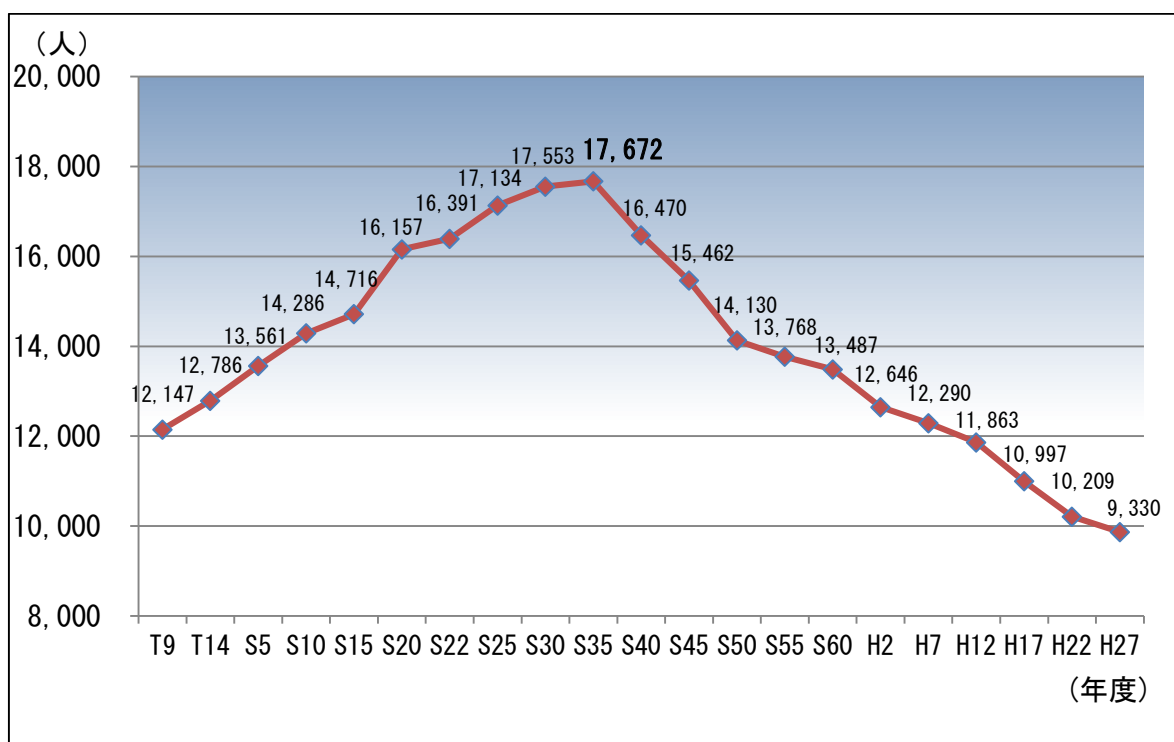


図1.1.1 人口の推移

資料：軽米町人口ビジョン・総合戦略

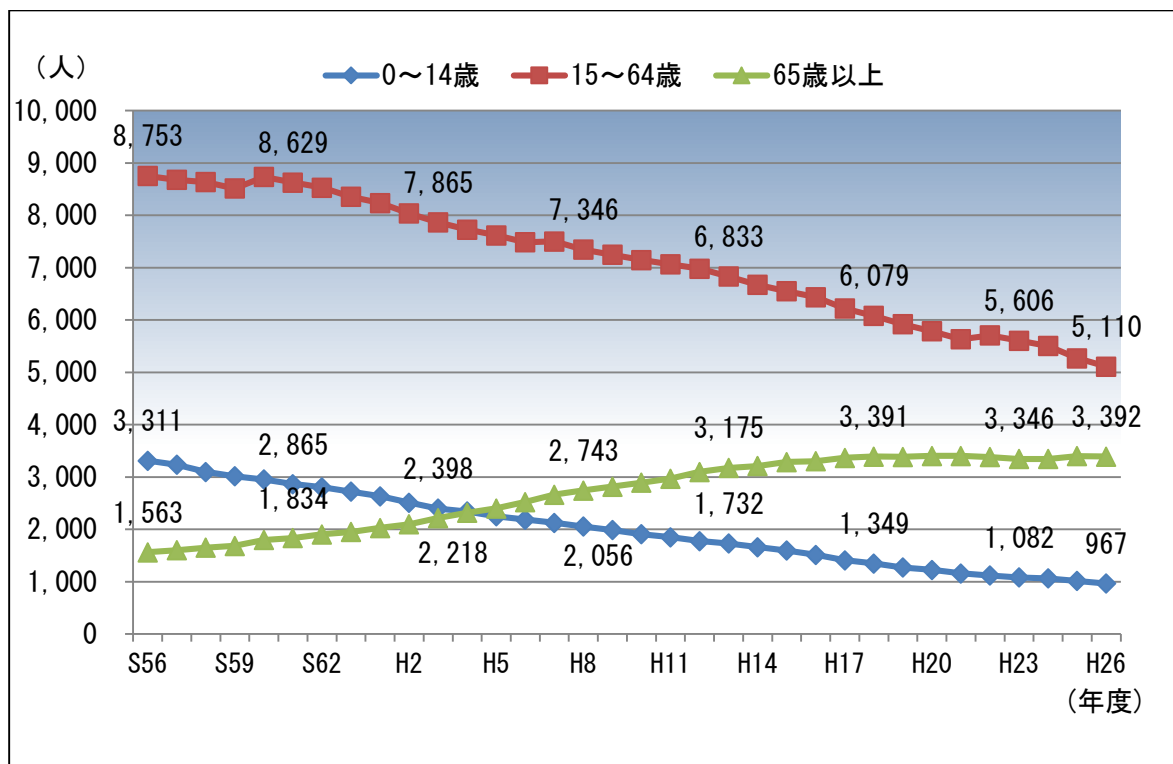


図 1.1.2 人口の推移(3区分別)

資料：軽米町人口ビジョン・総合戦略

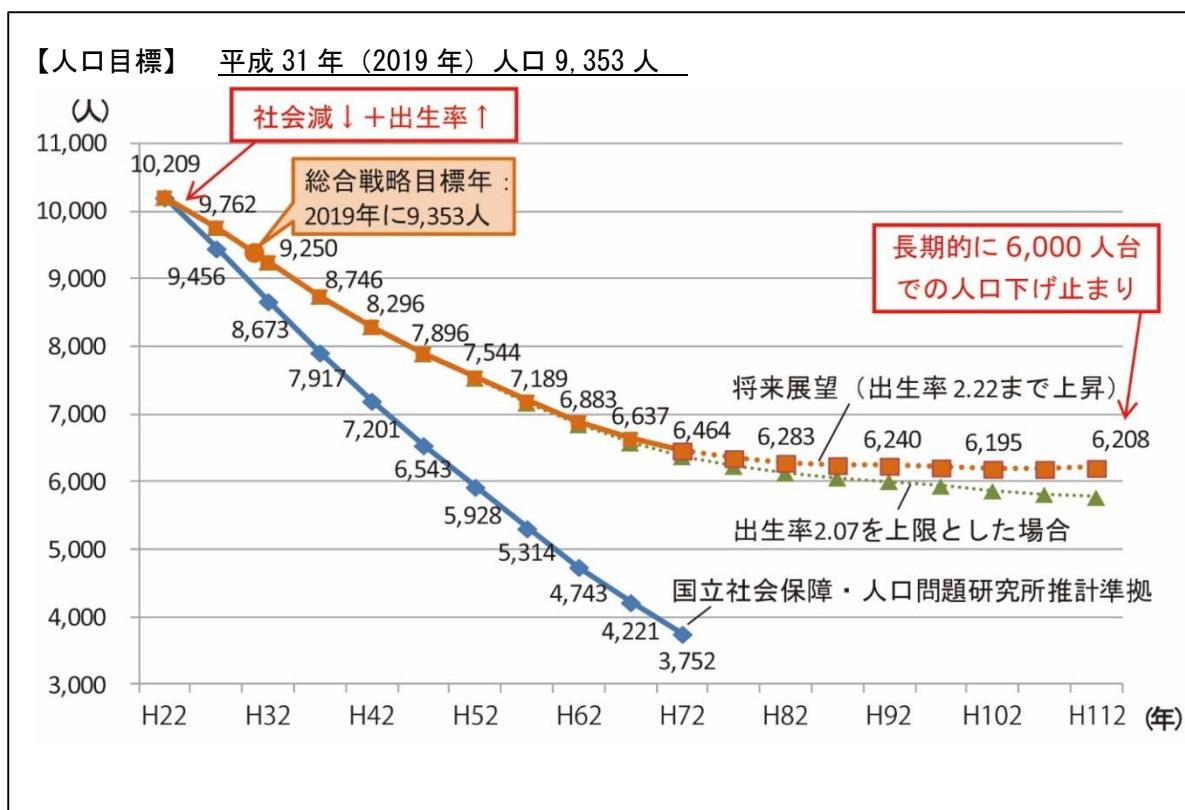


図1.1.3 軽米町の人口の将来展望と推計人口の比較

資料：軽米町人口ビジョン・総合戦略

2. 財政状況

(1) 歳入の推移

本町の歳入は、平成23年度から平成27年度まで約64億円～約78億円前後で推移しています。主な自主財源である地方税は7億円程度で推移していますが、今後の人口減少に伴う地方税の減少が懸念されます。

表1.2.1 歳入の推移(百万円)

年度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
地方税	704	704	718	731	740
譲与税	100	95	91	86	90
交付税	3,151	3,038	3,016	2,963	2,997
国補助	989	617	1,564	670	460
県補助	530	395	503	653	737
地方債	539	818	1,111	674	786
その他	1,314	769	805	1,565	705
歳入計	7,327	6,436	7,808	7,342	6,514

資料: 軽米町決算統計データ

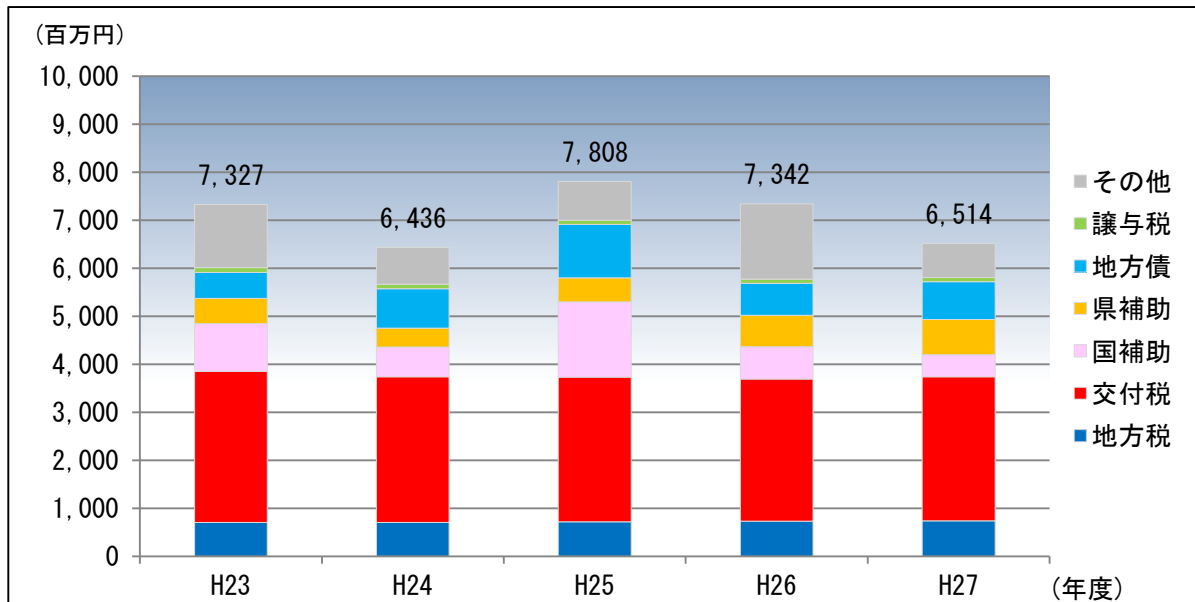


図1.2.1 歳入の推移

(2) 歳出の推移

本町の歳出は平成23年度から平成27年度まで約60億円～約72億円前後で推移しています。扶助費は高齢化により年々増加傾向にあり、今後、投資的経費に充当される財源の確保が厳しくなるものと見込まれます。

表1.2.2 歳出の推移(百万円)

年度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人件費	1,319	1,187	1,103	1,095	1,092
物件費	895	887	929	1,152	1,034
維補費	44	49	70	61	62
扶助費	544	582	583	633	662
補助費	651	680	743	896	772
公債費	826	729	685	713	669
繰出金	511	502	510	607	625
普建費	1,851	1,088	1,897	1,663	1,244
その他	314	289	726	297	112
歳出計	6,955	5,991	7,245	7,117	6,273

資料：軽米町決算統計データ

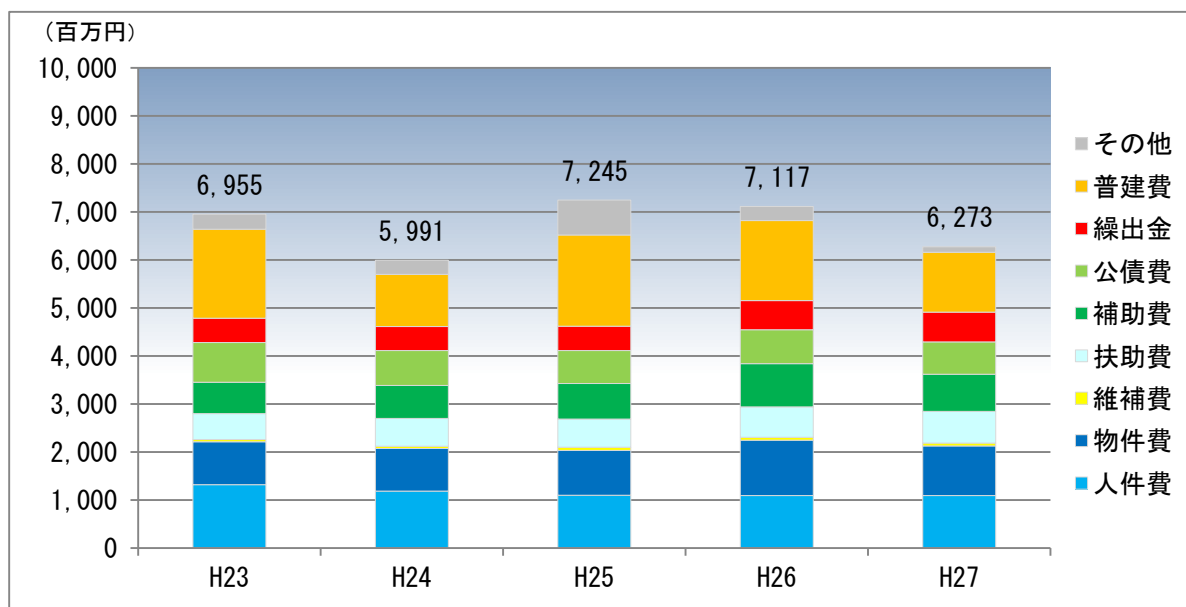


図1.2.2 歳出の推移

(3) 財政指標の状況

平成21～27年度の市町村別決算状況調（総務省）による本町の財政指標の状況について、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

1) 財政力指数 ※1

平成21年度からほぼ横ばいで推移しています。岩手県内市町村平均と比較するとやや下回っています。

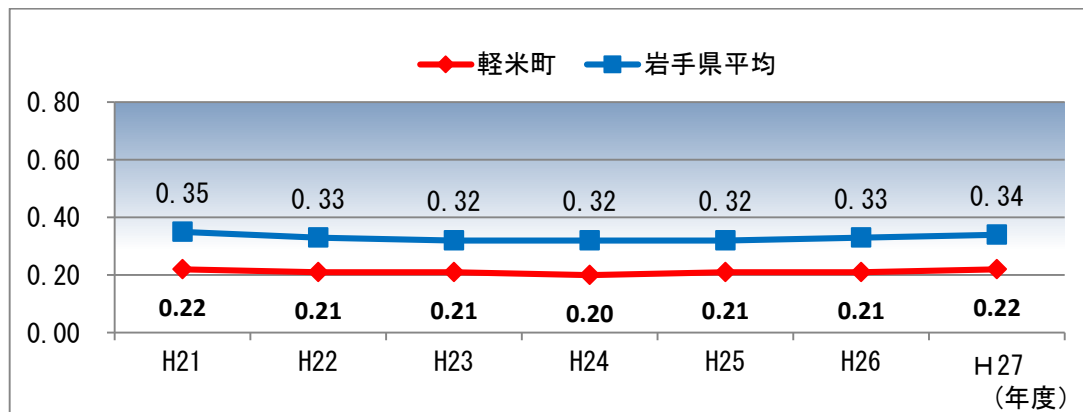


図1.2.3 財政力指数の推移

資料：市町村別決算状況調(総務省)

※1 地方公共団体の財政力を示す指数で、この数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。「1」を超える団体は国からの支援を要しない強さを示し、普通交付税の不交付団体となります。

2) 経常収支比率 ※2

平成22年度を除けば83.6～87.3%の間を推移し、横ばいです。今後も引き続き比率の増加抑制に努める必要があります。

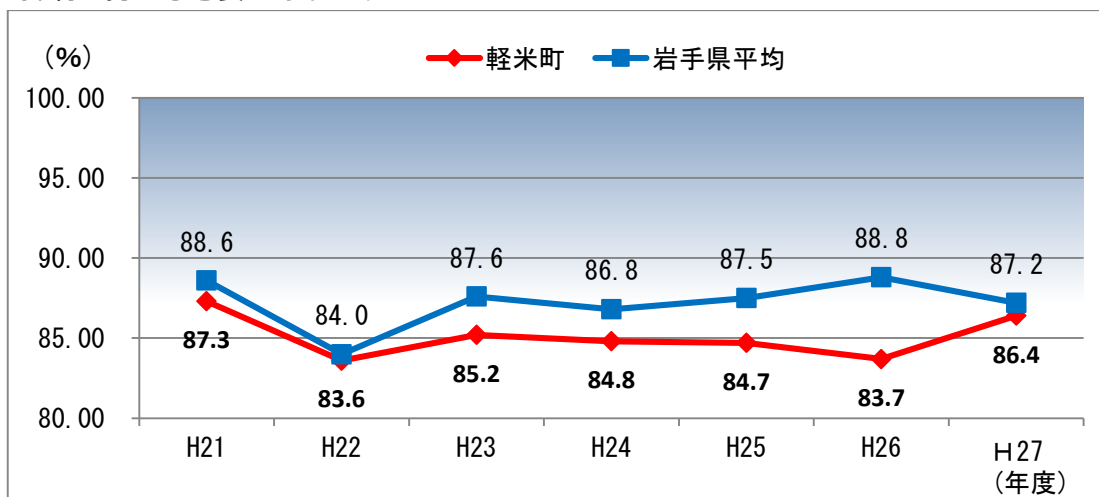


図1.2.4 経常収支比率の推移

資料：市町村別決算状況調(総務省)

※2 人件費や公債費、扶助費などの義務的性格の強い（節減することが困難な）経常経費に、町税や普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が高いほど、新しいサービスを行うための余裕がないことを示します。

3) 実質公債費比率 ※3

平成21年度以降減少傾向が続いています。岩手県内市町村平均より下回っており、引き続き公債費の抑制に努めていく必要があります。

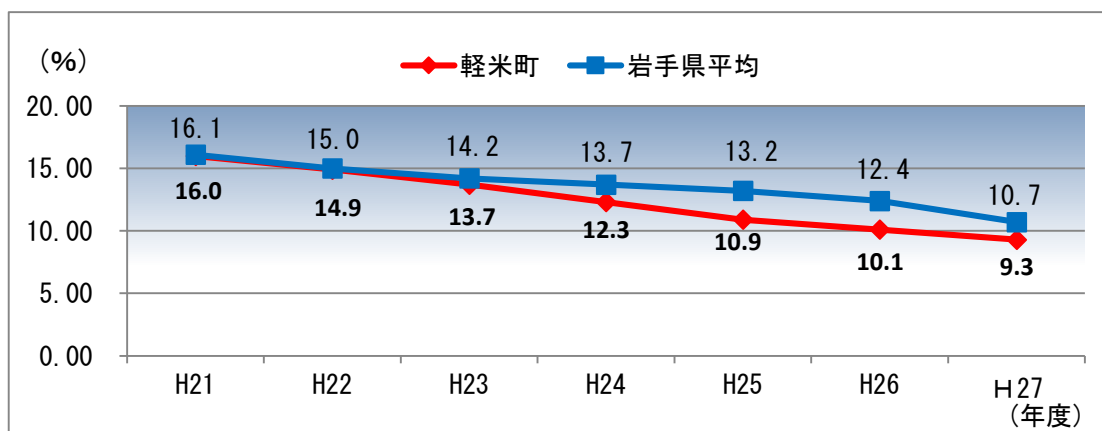


図1.2.5 実質公債費比率の推移

資料：市町村別決算状況調(総務省)

※3 地方公共団体の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。「標準財政規模」に対する元利償還金及び準元利償還金の割合で、決算に基づく数値の3カ年平均によって算出されます。

「標準財政規模」…地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

4) 将来負担比率 ※4

低めの水準で減少傾向が続いていましたが、平成25年度に岩手県内市町村平均を上回り、平成27年度は増加に転じています。今後、比率の低減に努めていく必要があります。

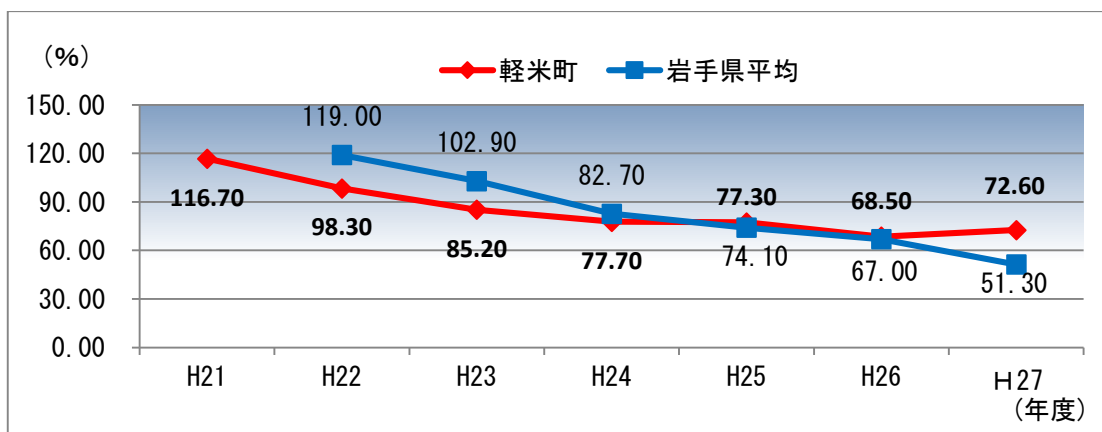


図1.2.6 将来負担比率の推移

資料：市町村別決算状況調(総務省)

※4 地方公共団体の実質的な将来負担の程度を示す指標です。一部事務組合や第三セクター等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を示しています。

第2章 公共施設等の現状

1. 用途別公共建築物の保有状況

(1) 保有数量

本計画で対象とする公共建築物の延床面積の合計は78,534.4㎡です。用途別にみると、学校教育系施設が25.5%と最も多く、次いで社会教育系施設が19.1%、スポーツ・レクリエーション系施設が10.6%の順になっています。

表2.1.1 公共建築物の用途別保有数量(基準日:平成28年3月)

	施設の用途	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	割合
1	行政施設	28	34	7,618.6	9.7%
2	町民文化系施設	13	14	4,167.3	5.3%
3	社会教育系施設	12	33	15,012.5	19.1%
4	スポーツ・レクリエーション施設	8	47	8,291.1	10.6%
5	保健・福祉施設	5	7	2,130.9	2.7%
6	学校教育系施設	8	30	20,055.2	25.5%
7	子育て支援施設	5	11	3,212.0	4.1%
8	産業系施設	7	14	2,482.4	3.2%
9	公営住宅	9	122	7,192.5	9.2%
10	インフラ関連施設	13	38	3,221.5	4.1%
11	その他	20	38	5,150.3	6.6%
	総 計	128	388	78,534.4	100.0%

※延床面積(㎡)と割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、総計と合わない場合があります。

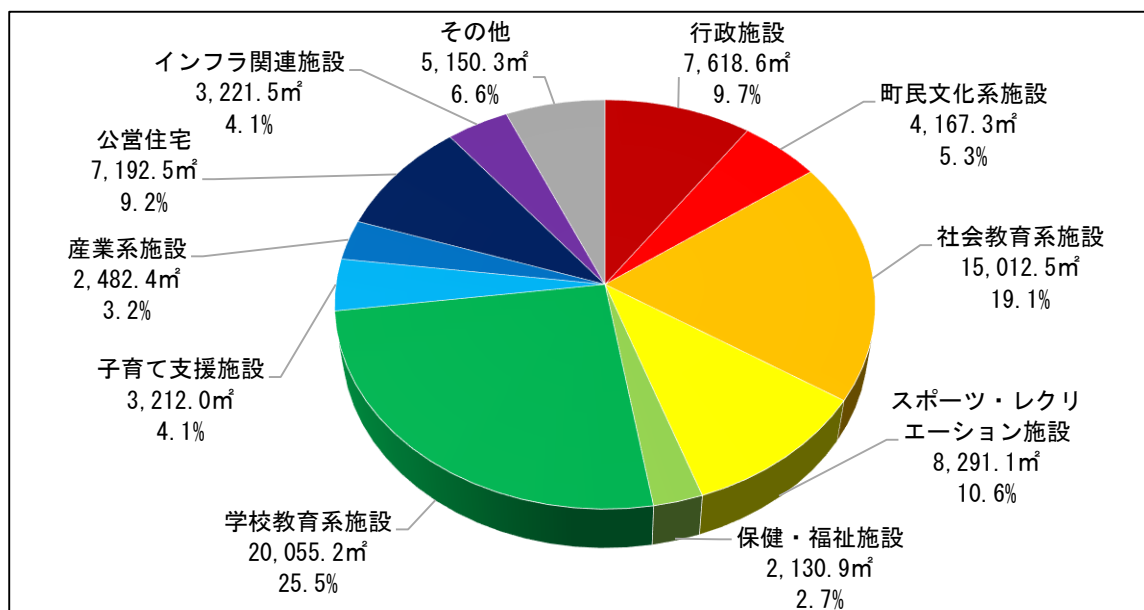


図2.1.1 用途別公共建築物の延床面積とその割合

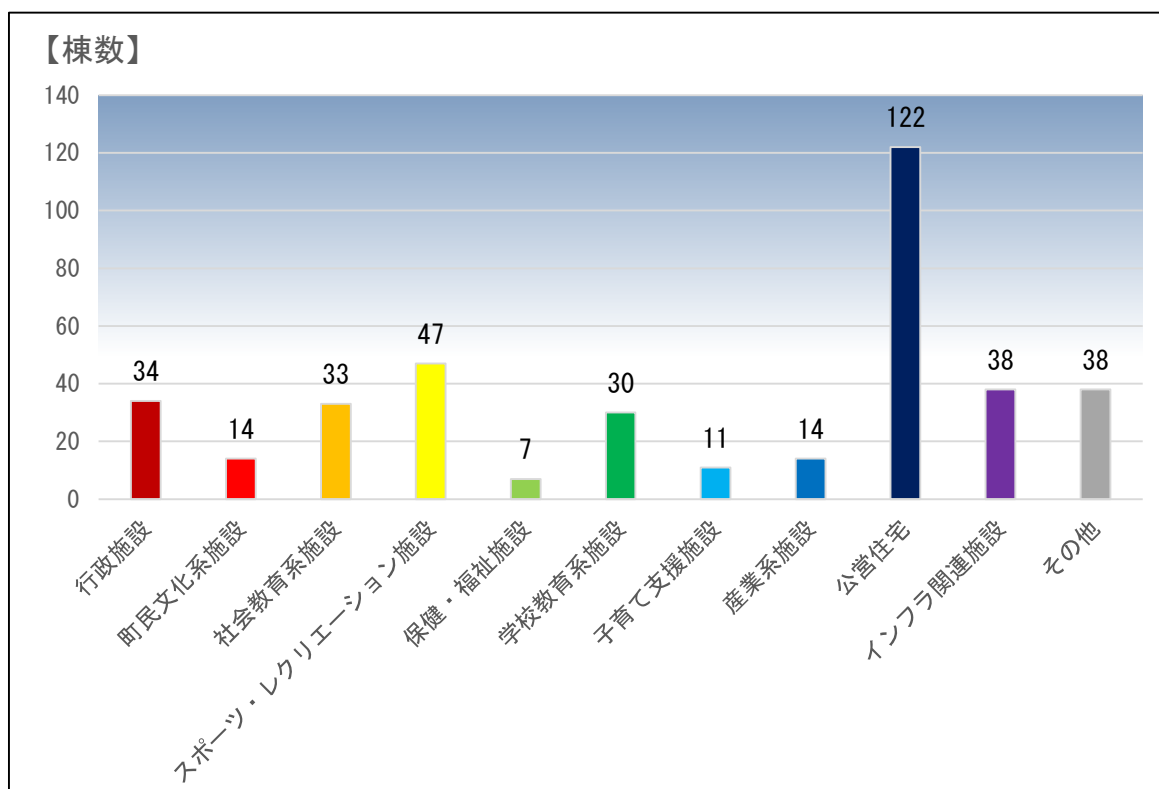


図2.1.2 用途別公共建築物の棟数

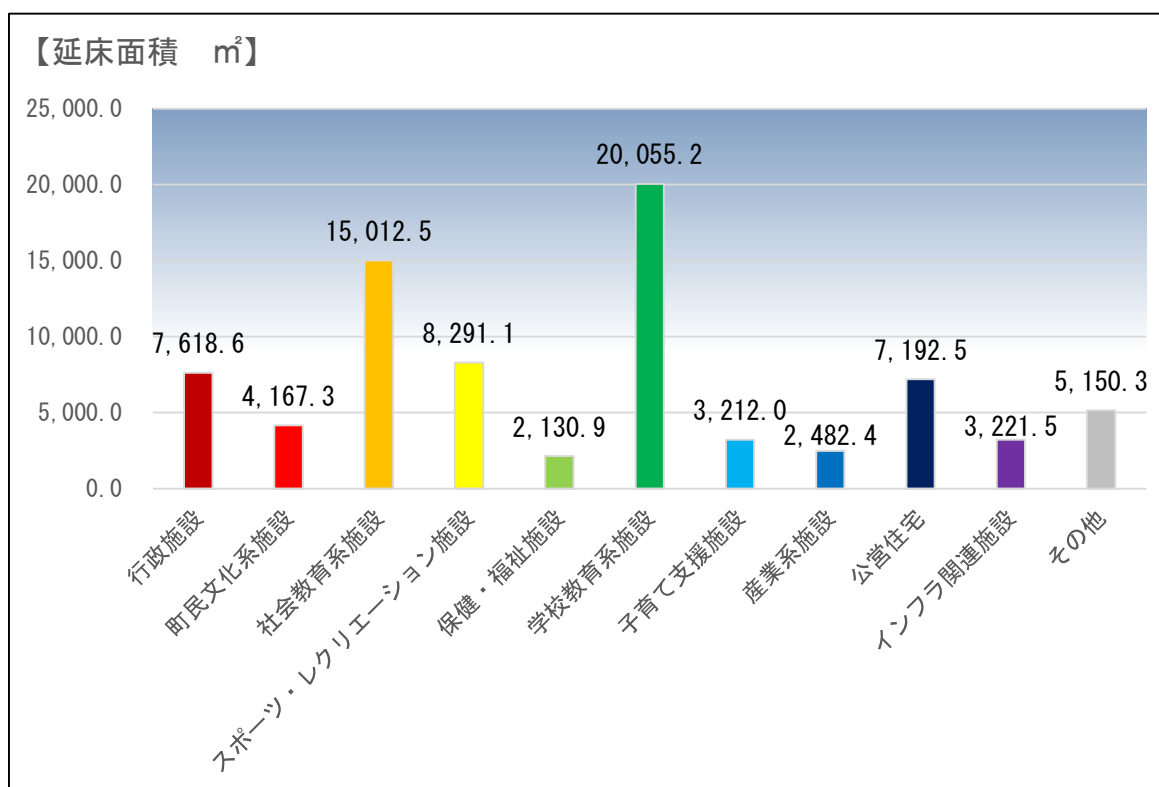


図2.1.3 用途別公共建築物の延床面積

(2) 町民 1 人あたりの延床面積

本町の公共建築物の延床面積を、町民1人あたりに換算すると約8.4㎡/人となり、東北地方の類似団体の平均9.5㎡/人よりやや低くなっています。

表2.1.2 東北地方における類似団体

主な類似団体		延床面積 (㎡)	平成 27 年人口 (人)	1 人当たり床面積 (㎡/人)
岩手県	軽米町	78,534	9,330	8.4
	葛巻町	40,038	6,344	6.3
	西和賀町	82,454	5,880	14.0
	住田町	65,641	5,720	11.5
	九戸村	59,327	5,865	10.1
青森県の類似団体（5自治体）の平均				10.7
秋田県の類似団体（1自治体）の平均				9.8
宮城県の類似団体（1自治体）の平均				8.6
山形県の類似団体（2自治体）の平均				7.9
福島県の類似団体（5自治体）の平均				7.5
東北地方の類似団体平均				9.5

※類似団体：総務省「類似団体リスト」の6-II-0：人口規模（0.5～1.0万人）、産業構造の就業率（2次・3次が80%未満）により分類し、同じグループに属する自治体を指します。福島県飯館村は省きます。

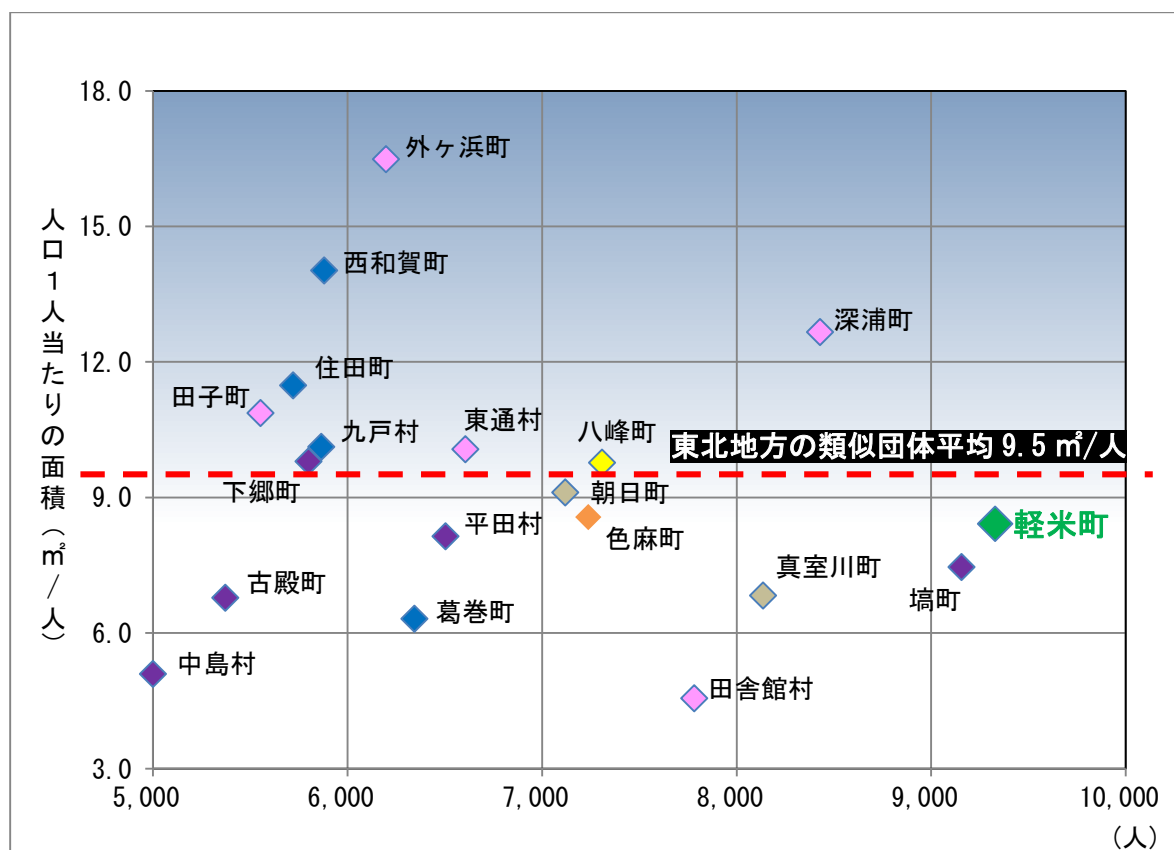


図2.1.4 主な類似団体の一人当たりの延床面積

※福島県飯館村は省きます。

(3) 建築年別の整備状況

一般的に大規模改修の目安とされている建築後30年を経過した公共建築物の延床面積は37,970㎡で、全体の48.6%を占めています。今後老朽化がさらに進行し、維持・更新や大規模改修が集中することで、大きな財政負担となることを示しています。

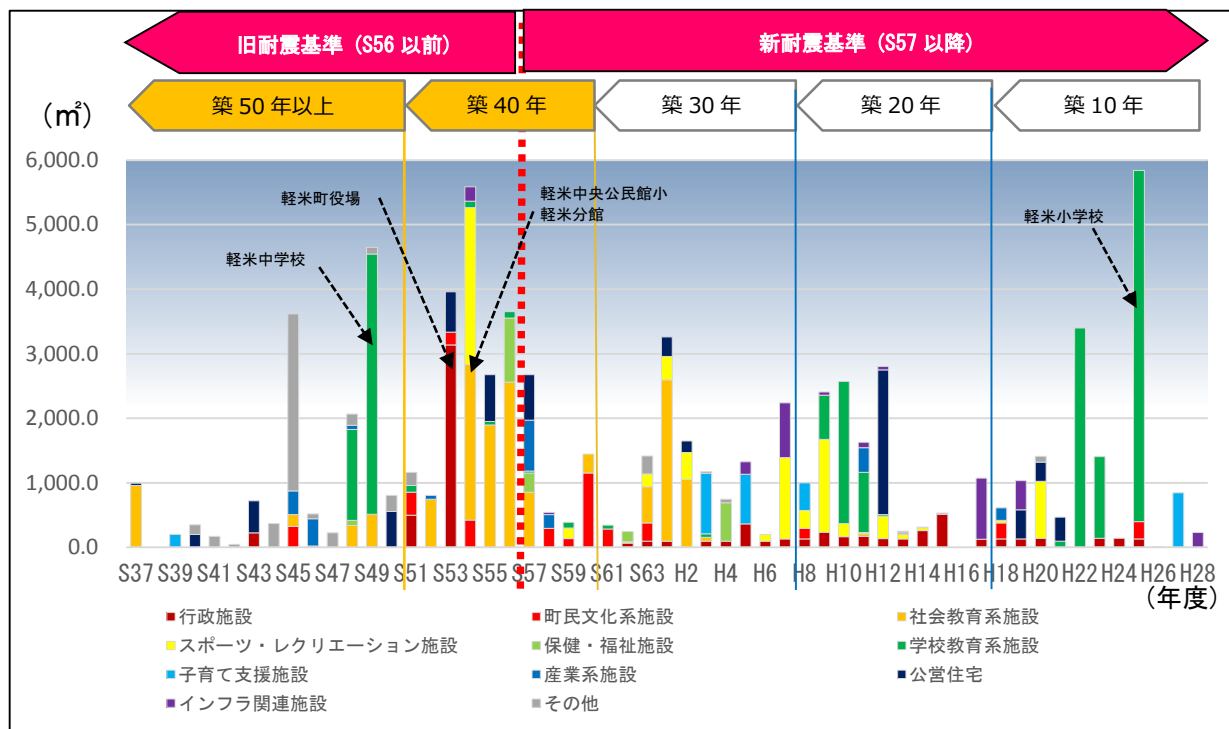


図2.1.5 用途別・建築年別の公共建築物の延床面積(単位:㎡)

※昭和56年6月に建築基準法が改正されています。ここでは、昭和56年（1981年）以前建築を「旧耐震」、昭和57年以降建築を「新耐震」に分類しています。また、建築年度不明は省きます。

表2.1.3 用途別・経過年別延床面積の状況

施設の用途		築 30 年 未満	築 30 年 ～築 39 年	築 40 年 ～築 49 年	築 50 年 以上	築 30 年 以上 計
1	行政施設	3,735.8	3,135.7	727.3	0.0	3,863.0
2	町民文化系施設	968.9	2,491.2	707.2	0.0	3,198.4
3	社会教育系施設	4,215.5	8,754.7	1,037.0	957.3	10,749.0
4	スポーツ・レクリエーション施設	5,688.8	2,602.3	0.0	0.0	2,602.3
5	保健・福祉施設	754.3	1,290.7	74.9	0.0	1,365.6
6	学校教育系施設	14,086.2	427.0	5,542.0	0.0	5,969.0
7	子育て支援施設	2,976.1	0.0	0.0	198.7	198.7
8	産業系施設	573.7	1,058.6	850.0	0.0	1,908.6
9	公営住宅	3,843.3	2,062.4	1,051.9	234.9	3,349.2
10	インフラ関連施設	2,890.4	256.2	0.0	0.0	256.2
11	その他	498.7	0.0	4,187.3	323.5	4,510.8
総 計		40,231.7	22,078.8	14,177.6	1,714.4	37,970.8

※建築年度不明は省きます。

2. インフラ資産の整備状況

インフラ資産(道路、橋りょう、上水道、下水道)に係る現況(延長・面積、整備年代)を把握し、次のとおり整理しました。

表2.2.1 インフラ資産の状況(平成28年3月末現在)

	インフラ資産	延 長(m)	面 積(m ²)
道路	町道	349,724	1,739,189
	農道	20,878	151,266
	林道	95,341	457,325
	自転車歩行者道(町道)	14,293	35,524
	自転車歩行者道(農道)	482	967
橋りょう	橋りょう(町道)	2,293	13,800
	橋りょう(農道)	505	4,548
上水道	上水道	162,608	-
	簡易水道	24,873	-
下水道	下水道	19,127	-

(1) 道路

本町の町道の総延長は349,724m、総面積は1,739,189m²、農道の総延長は20,878m、総面積は151,266m²、林道の総延長は95,341m、総面積は457,325m²、自転車歩行者道(町道)の総延長は14,293m、総面積は35,524m²、自転車歩行者道(農道)の総延長は482m、総面積は967m²となっています。

(2) 橋りょう

本町の橋りょう(町道・農道)は117橋(橋長15m以上:46橋、橋長15m未満:71橋)で、総面積は18,348m²となっています。

経過年50～60年未満の橋りょうは4.5%、経過年40～50年未満の橋りょうは10.8%となっています。

表2.2.2 橋りょうの経過年数別整備面積

経過年	面積		全数量		うち15m 以上数量	
	面積(m ²)	割合	全数量	割合	数量	割合
10年未満	90	0.5%	2	1.7%	1	2.2%
10～20年未満	10,430	56.8%	26	22.2%	22	47.8%
20～30年未満	704	3.8%	12	10.3%	3	6.5%
30～40年未満	4,309	23.5%	43	36.8%	8	17.4%
40～50年未満	1,981	10.8%	23	19.7%	7	15.2%
50～60年未満	834	4.5%	11	9.4%	5	10.9%
計	18,348	100.0%	117	100.0%	46	100.0%

(3) 上水道施設

1) 上水道

本町の上水道の管路は、162,608m となっています。

表2.2.3 上水道施設延長(管種別)の割合

管種	延長 (m)	割合 (%)
配水管	129,465	79.7%
導水管	10,953	6.7%
送水管	22,190	13.6%
計	162,608	100.0%

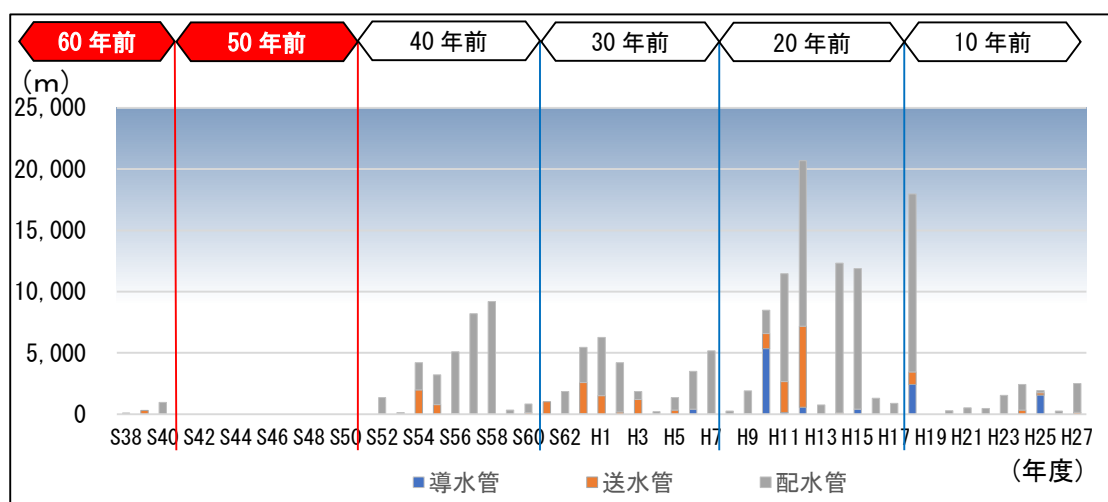


図2.2.1 上水道施設の年代別・管種別整備状況

2) 簡易水道

本町の簡易水道の管路は、24,873m となっています。

表2.2.4 簡易水道施設延長(管種別)の割合

管種	延長 (m)	割合 (%)
配水管	22,413	90.1%
導水管	1,297	5.2%
送水管	1,163	4.7%
計	24,873	100.0%

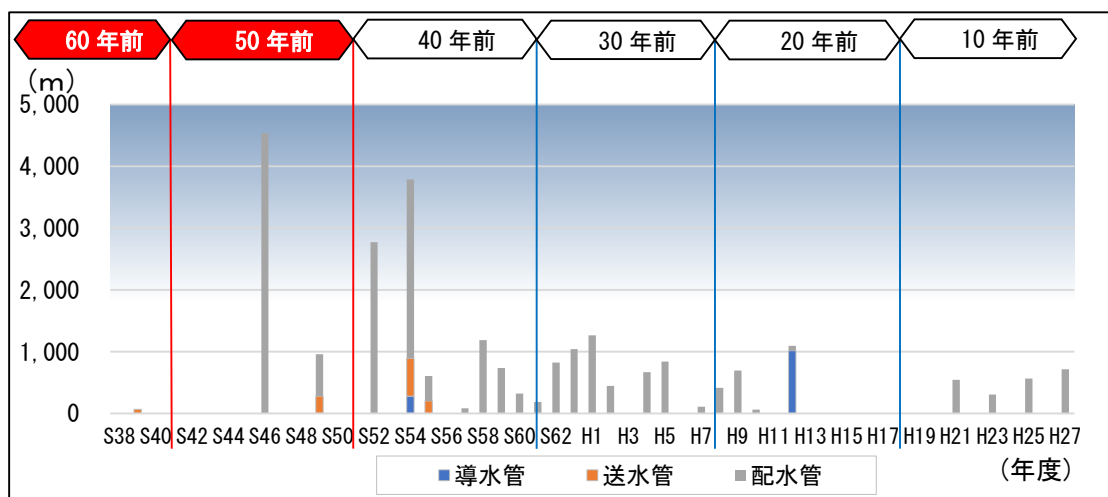


図2.2.2 簡易水道施設の年代別・管種別整備状況

(5) 下水道施設

本町の下水道施設は、平成10年以降に整備されており比較的新しい施設です。管路は19,127mが整備されており、そのほとんどを塩化ビニール管が占めています。

法定耐用年数の50年を過ぎている管路は無く、今後10年以内に耐用年数を経過する築年以上の管路也没有ありません。

管種別の整備状況は下記のとおりです。

表2.2.5 下水道施設延長(管種別)の割合

管 種	延長(m)	割合(%)
コンクリート管	520	2.7%
塩ビ管	17,983	94.0%
その他	624	3.3%
計	19,127	100.0%

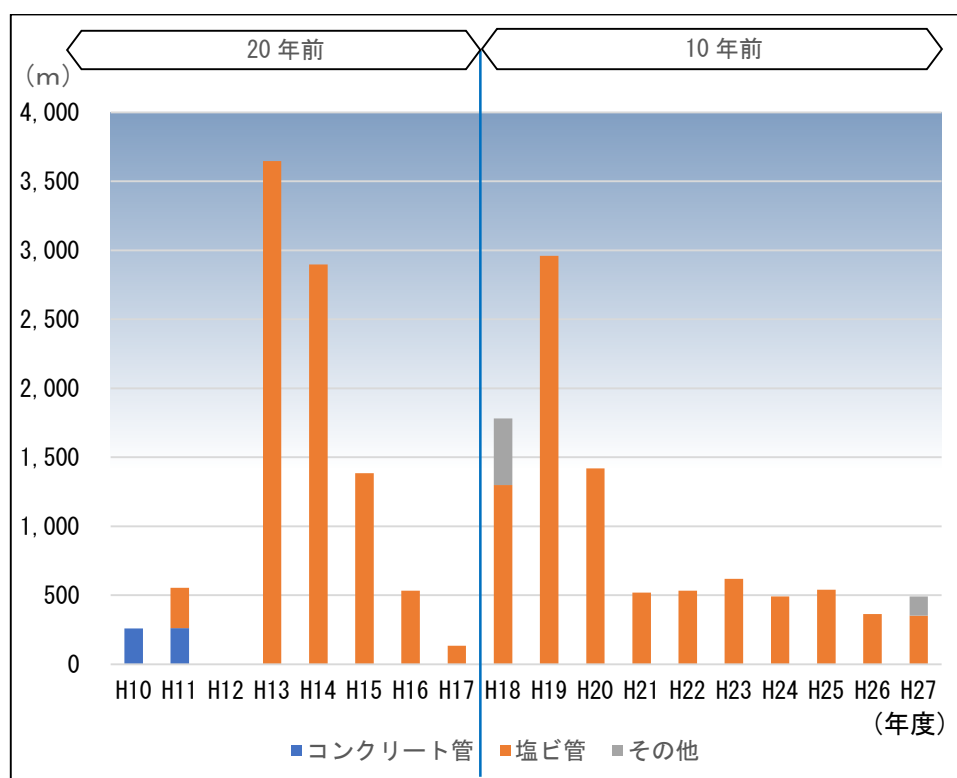


図2.2.3 下水道施設の年代別・管種別整備状況

第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画の試算には、総務省所管の一般財団法人自治総合センターが公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」及び一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の提供する「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」に基づき試算します。

(1) 公共建築物の更新の考え方（試算条件）

■建替え時期

耐用年数を 60 年と設定します。建替え時は費用を 3 年間に分割します。

■大規模改修

耐用年数の 1/2（30 年）を経過した時点で大規模改修を行い、改修時の費用は 2 年間に分割します。

既に建築後 30 年を経過している施設の大規模改修積み残し費用は、当初 10 年間に分割します。

■建替え・大規模改修後の施設面積、再調達価格

現在の施設面積と同一の施設を再整備すると設定します。物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視します。

■更新単価

分類	大規模改修単価	更新単価
行政施設、町民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設	25.0 万円/㎡	40.0 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、インフラ関連施設、その他	20.0 万円/㎡	36.0 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設	17.0 万円/㎡	33.0 万円/㎡
公営住宅	17.0 万円/㎡	28.0 万円/㎡

(2) インフラ資産の更新の考え方

①道路の考え方

- 耐用年数を 15 年と設定します。
- 総面積を耐用年数の 15 年で割った面積（1/15）を毎年更新すると仮定します。
- 更新単価

区分	種別	単価
道路	町道、農道、林道	4.7 万円/m ²
	自転車歩行者道	2.7 万円/m ²

②橋りょうの考え方

- 耐用年数を 60 年と設定します。
- 現状が鋼橋の橋りょうについてはそのまま鋼橋で更新し、それ以外の橋りょうについては、PC 橋にて更新すると仮定します。
- 更新単価

区分	種別	単価
橋りょう	鋼橋	50.0 万円/m ²
	PC 橋、RC 橋、石橋、その他	42.5 万円/m ²

③上水道の考え方

- 耐用年数を 40 年と設定します。
- 更新単価（抜粋）

区分	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	300mm未満	10.0 万円/m
上水道 配水管	150mm未満	9.7 万円/m
	150mm～200mm 未満	10.0 万円/m

④下水道の考え方

- 耐用年数を 50 年と設定します。
- 更新単価

区分	管径	単価
下水道	コンクリート管/塩ビ管/ その他	12.4 万円/m

2. 公共施設等の投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等の投資的経費の見通し

1) 公共建築物

本町の公共建築物の投資的経費の過去5年間平均は10.3億円となっています。

この大部分が維持補修費(既存更新分)に充てられていますが、今後、少子高齢化による扶助費の増加に伴い、投資的経費に充当される財源の確保は益々厳しくなるものと見込まれます。

2) インフラ資産

本町のインフラ資産の投資的経費の過去5年間平均は6.7億円となっています。

内訳をみると、道路の投資的経費は3.2億円、橋りょうの投資的経費は0.3億円、上水道の投資的経費は2.6億円、下水道の投資的経費は0.6億円となっています。

公共建築物の投資的経費と同様に、投資的経費に充当される財源の確保は益々厳しくなるものと見込まれます。

表3.2.1 投資的経費(建物・道路・橋りょう)の推移 単位：億円

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	5年平均
公共建築物		12.6	6.9	13.5	10.6	7.9	10.3
インフラ資産		4.9	3.7	9.9	7.7	7.5	6.7
内 訳	道路	2.5	2.3	3.6	4.2	3.2	3.2
	橋りょう	0.0	0.0	0.3	0.3	0.9	0.3
	上水道	1.8	0.8	5.3	2.6	2.7	2.6
	下水道	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6
計		17.6	10.6	23.4	18.3	15.4	17.1

資料：軽米町決算統計データ

※投資的経費は用地取得分は除きます。小数点第2位を四捨五入しているため、総計と合わない場合があります。

(2) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、現状の公共施設等をそのまま利用し続けた場合、どの程度の見込みとなるか試算しました。

1) 公共建築物

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均10.3億円(平成27年度までの5年間)

○ 年更新費用：7.8億円(40年間総額：311.9億円 ÷ 40年間)

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな建設を行わないとしても、**1年あたりの事業費が2.5億円余剰する見込み**となります。

2) 道路

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均3.2億円(平成27年度までの5年間)

○ 年更新費用：7.4億円(40年間総額：296.9億円 ÷ 40年間)

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、**1年あたりの事業費が4.2億円超過する見込み**となります。

2) 橋りょう

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均0.3億円(平成27年度までの5年間)

○ 年更新費用：0.8億円(40年間総額：33.3億円 ÷ 40年間)

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、**1年あたりの事業費が0.5億円超過する見込み**となります。

3) 上水道

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均2.6億円(平成27年度までの5年間)

○ 年更新費用：4.6億円(40年間総額：183.3億円 ÷ 40年間)

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、**1年あたりの事業費が約2.0億円超過する見込み**となります。

4) 下水道

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均0.6億円(平成27年度までの5年間)

○ 年更新費用：0.2億円(40年間総額：9.6億円 ÷ 40年間)

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、**1年あたりの事業費が0.4億円余剰する見込み**となります。

5) 公共施設等全体における維持更新の見込み

【試算結果】

○ 直近 5 年間の投資的経費：年平均17.1億円(平成27年度までの5年間)

○ 年更新費用：20.9億円(40年間総額：835.0億円 ÷ 40年間)

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、**1年あたりの事業費が約3.8億円超過**する見込みとなります。

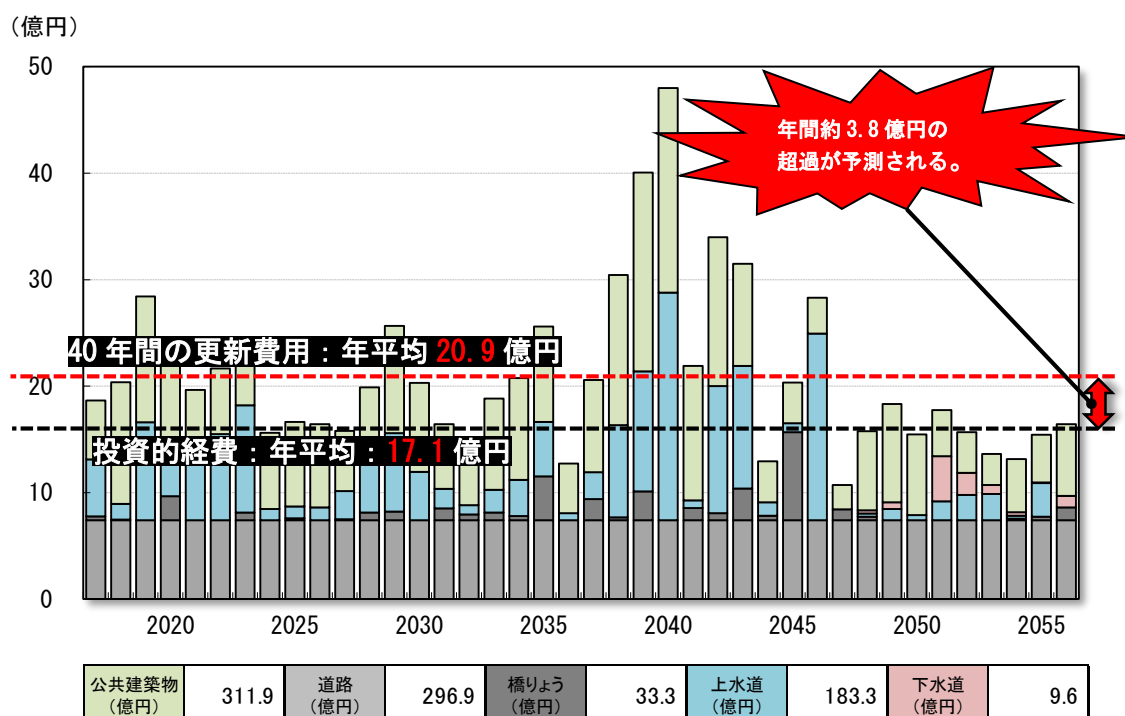


図 3.2.1 今後 40 年間に要する公共施設全体の維持更新費用の見込み

表 3.2.2 中長期的な経費と充当可能な財源額との比較

単位：億円

項目名	中長期的な経費		充当可能な財源額 (投資的経費の 直近 5 ヶ年平均)	事業費の予測
	40 年間合計	年平均		
公共建築物	311.9	7.8	10.3	+2.5
道路	296.9	7.4	3.2	-4.2
橋りょう	33.3	0.8	0.3	-0.5
上水道	183.3	4.6	2.6	-2.0
下水道	9.6	0.2	0.6	+0.4
合 計	835.0	20.9	17.1	-3.8

※投資的経費は用地取得分は除きます。小数点第2位で四捨五入しています。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

（1）人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成27年国勢調査では1万人を割り込み、また、軽米町人口ビジョン・総合戦略における将来展望によっても平成52年には7,544人まで減少すると推計され、人口減少と少子高齢化がこれまで以上に進行するものと思われます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

（2）公共建築物の大規模改修・建替え等への対応

本町の公共建築物は、建築後30年以上経過した建物が全体の48.6%を占めています。今後、多くの施設の更新時期を迎えることとなり、仮に新規施設を建設せず、既存の施設をそのまま維持した場合、今後40年間で311.9億円の更新経費が見込まれ、町の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量の縮減を検討するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

（3）厳しさを増す財政状況への対応

本町の財政状況は、今後の生産年齢人口が減少することに伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと予想されます。

また、公共施設等の維持・更新費用が今後40年間で年平均20.9億円の費用が必要となると推計されたことから、限られた財源の中で、効率的な公共施設等の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながら、全庁的かつ長期的な視点に基づき、公共施設等の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、下記に示す「3つの視点」を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

具体的には、それぞれの視点に基づき定める「基本方針」に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設等のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）により、「供給量の適正化」を図ります。

供給に関する基本方針

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続するうえで廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

品質に関する基本方針

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設等の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

財務に関する基本方針

維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

1) 公共建築物

本町の公共建築物は、建築後30年以上経過した建物の延床面積が全体の48.6%であり、緊急に大規模改修や建替えが必要な建物は比較的少ないものの、今後、築30年未満の施設も含めた施設の更新時期が控えています。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要 件
① 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
② 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後15年以上経過した施設とする。
③ 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設とする。

①旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

②新耐震基準（前期）

概ね30年が経過する施設（昭和50年代）については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

③新耐震基準（後期）

建築後の経過年数が短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

2)インフラ資産

インフラ資産は住民生活の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1)公共建築物

施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命化し建替え等に係る負担の軽減を図ります。

2)インフラ資産

インフラ資産は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

1)公共建築物

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しなど、安全性の確保を図ります。

2)インフラ資産

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

1)公共建築物

本町の公共建築物のうち、耐震性をクリアしていない施設について、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

2)インフラ資産

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

1)公共建築物

公共建築物の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進し、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し、長期間使用することを目指すとともに、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

また、策定済みの「軽米町町営住宅長寿命化計画」についても、本計画との整合等、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

2)インフラ資産

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的な損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

また、策定済みの「軽米町橋梁長寿命化修繕計画」についても、本計画との整合等、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

1)公共建築物

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

2)インフラ資産

今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1)庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

2)民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、軽米町行政改革大綱等に基づき、指定管理者制度の導入などを行ってきましたが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PPPやPFIの導入についても検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

3)情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方に公共施設等の町の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第5章 用途別の施設管理に関する基本的な方針

これまでの内容を踏まえ、用途ごとの施設管理に関する基本的な方針を整理します。

1. 公共建築物

施設用途	現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
1 行政施設	- 行政施設は役場庁舎及び周辺の車庫など 28 施設・34 棟で、延床面積は 7,618.6 m²となっており、公共建築物のうち 9.7%を占めます。 - 築 30 年以上が経過した施設は 3,883.0 m²あり、行政施設のうち 50.8%を占めていますが、その施設は役場庁舎及び周辺の車庫等となっており、消防団の拠点施設は、昭和 62 年度以降の建築となっています。	- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 - いずれも町民生活に必要な施設で効率的な維持管理・運営を推進します。
2 町民文化系施設	- 町民文化系施設は地域に建設された農業構造改善センターや生活改善センターなど 13 施設・14 棟で、延床面積は 4,167.3 m²となっており、公共建築物のうち 5.3%を占めます。 - 町民文化系施設で築 30 年以上が経過した施設は 3,198.4 m²あり、町民文化系施設のうち 76.7%を占めています。	各地域に設置されている農業構造改善センターや生活改善センターは、地域の活動拠点として重要であるとともに、避難施設にもなることから、安全性や地域の人口動向等を踏まえつつ、今後も指定管理の導入等を継続しながら、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。
3 社会教育系施設	- 社会教育系施設は中央公民館や図書館、歴史民俗資料館など 12 施設・33 棟で、延床面積は 15,012.5 m²となっており、公共建築物のうち 19.1%を占めます。 - 社会教育系施設で築 30 年以上が経過した施設は 10,749.0 m²あり、社会教育系施設のうち 71.6%を占めています。	- 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 - 築後50年を経過している中央公民館と町立図書館については、効率的な更新と維持管理を図るため、平成29年度から整備が予定されている軽米交流駅（仮称）として一体整備を進めます。
4 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ・レクリエーション系施設はハートフル・スポーツランドや町民体育館などのスポーツ施設と、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米やミレット	定期的な点検等を実施し予防保全・維持管理に努めるとともに、建築年数の経過に合わせ、適時・適切な改修を実施し、施設の長寿命

施設用途		現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
		パークなどの観光施設 8 施設・47 棟で延床面積は 8,291.1 m²となっており、公共建築物のうち 10.6%を占めます。 ・スポーツ・レクリエーション系施設で築 30 年以上が経過した施設は 2,602.3 m²あり、スポーツ・レクリエーション系施設のうち 31.4%を占めています。	化に努めます。
5	保健・福祉施設	・保健・福祉施設は健康ふれあいセンターや老人福祉センターなど 5 施設・7 棟で、延床面積は 2,130.9 m²となっており、公共建築物のうち 2.7%を占めます。 ・保健・福祉施設で築 30 年以上が経過した施設は 1,365.6 m²あり、保健・福祉施設のうち 64.1%を占めています。	・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ・町民ニーズを踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の長寿命化や更新に努めます。
6	学校教育系施設	・学校教育系施設は小中学校の校舎・体育館やプール、教員住宅、給食センターなど 8 施設・30 棟で、延床面積は 20,055.2 m²となっており、公共建築物のうち 25.5%を占めます。 ・学校教育系施設で築 30 年以上が経過した施設は 5,969.0 m²あり、学校教育系施設のうち 29.8%を占めています。	・建築年数の経過に合わせ、適時・適切な改修を実施し、施設の長寿命化に努めます。 ・小学校施設の統廃合については、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら、今後の施設のあり方を検討します。
7	子育て支援施設	・子育て支援施設は保育園や幼稚園の園舎など 5 施設・11 棟で、延床面積は 3,212.0 m²となっており、公共建築物のうち 4.1%を占めます。 ・子育て支援施設で築 30 年以上が経過した施設は 198.7 m²あり、子育て支援施設のうち 6.2%を占めています。	・子育て支援に欠かせない施設であることから、効率的な維持管理・運営、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、計画的な維持管理を推進します。
8	産業系施設	・産業系施設は物産交流館や町営牧野など 7 施設・14 棟で、延床面積は 2,482.4 m²となっており、公共建築物のうち 3.2%を占めます。	・一部施設については改修・改築等のほか、あわせて、民間事業者への移管も検討し効率的な維持管理・運営を推進します。

施設用途		現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
		産業系施設で築 30 年以上が経過した施設は 1,908.6 ㎡あり、産業系施設のうち 76.9%を占めています。	日常点検、定期点検等を実施し予防保全・計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
9	公営住宅	- 公営住宅は 9 施設・122 棟で、延床面積は 7,192.5 ㎡となっており、公共建築物のうち 9.2%を占めます。 - 公営住宅で築 30 年以上が経過した施設は 3,349.2 ㎡あり、公営住宅のうち 46.6%を占めています。	「軽米町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 - 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。
10	インフラ関連施設	- インフラ施設は上水道の事務所や下水道の浄化センターなどの建築物で、延床面積は 3,221.5 ㎡となっており、公共建築物のうち 4.1%を占めます。 - インフラ施設の築 30 年以上が経過した施設は 256.2 ㎡（3 棟）あり、インフラ施設のうち 8.0%を占めています。	町民生活に欠かせない施設であることから、予防保全に努め、効率的な維持管理・運営、推進します。
11	その他	- その他の施設は火葬場や公衆トイレ、閉校した校舎など 20 施設・38 棟で、延床面積は 5,150.3 ㎡となっており、公共建築物のうち 6.6%を占めます。 - その他築 30 年以上が経過した施設は 4,510.8 ㎡あり、その他のうち 87.6%を占めています。	- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的かつ効果的な維持管理・更新等に取り組みます。 - 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。 - 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。

2. インフラ資産

施設用途		現状及び課題	施設管理に関する基本方針
1	道路	・ 町道の延長は349,724mで、面積は1,739,189㎡となっています。 ・ 農道の延長は20,878mで、面積は151,266㎡です。 ・ 林道の延長は95,341mで、面積は457,325㎡です。 ・ 自転車歩行者道（町道）の延長は14,293mで、面積は、35,524㎡です。 ・ 自転車歩行者道（農道）の延長は482mで、面積は、967㎡です。	・ 町民生活に重要な資産であることから、計画的かつ予防保全型維持管理の推進により、維持管理・更新費用の平準化に努めます。
2	橋りょう	・ 橋りょう（町道）の面積は、13,800㎡です。 ・ 橋りょう（農道）の面積は、4,548㎡です。	・ 法定の橋りょう定期点検を計画的に実施するとともに、「軽米町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく適正な維持管理を推進します。
3	上水道	・ 上水道の延長は、162,608m です。	・ 施設の整備年度の調査等を進め、安定した給水の確保を図ります。 ・ 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。
4	簡易水道	・ 簡易水道の延長は、24,873m です。	・ 平成29年度から上水道に統合し、一体的に運用します。
5	下水道	・ 下水道の延長は、19,127m です。	・ 予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組みます。 ・ 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設等の所管課ごとに保有する公共施設等の維持管理や情報把握を推進してきましたが、今後は全庁的な取組体制を構築します。

また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。

そのため、今回把握した各施設の情報を一元的に扱えるデータベースとして活用するとともに、今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。

また、この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

2. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

①計画（Plan）

上位・関連計画との整合に留意して、本計画を策定します。

②実施（Do）

本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

③検証（Check）

供給、品質、財務の観点や、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を実施します。

④改善（Action）

評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

また、必要に応じて「Plan（計画）」を見直します。

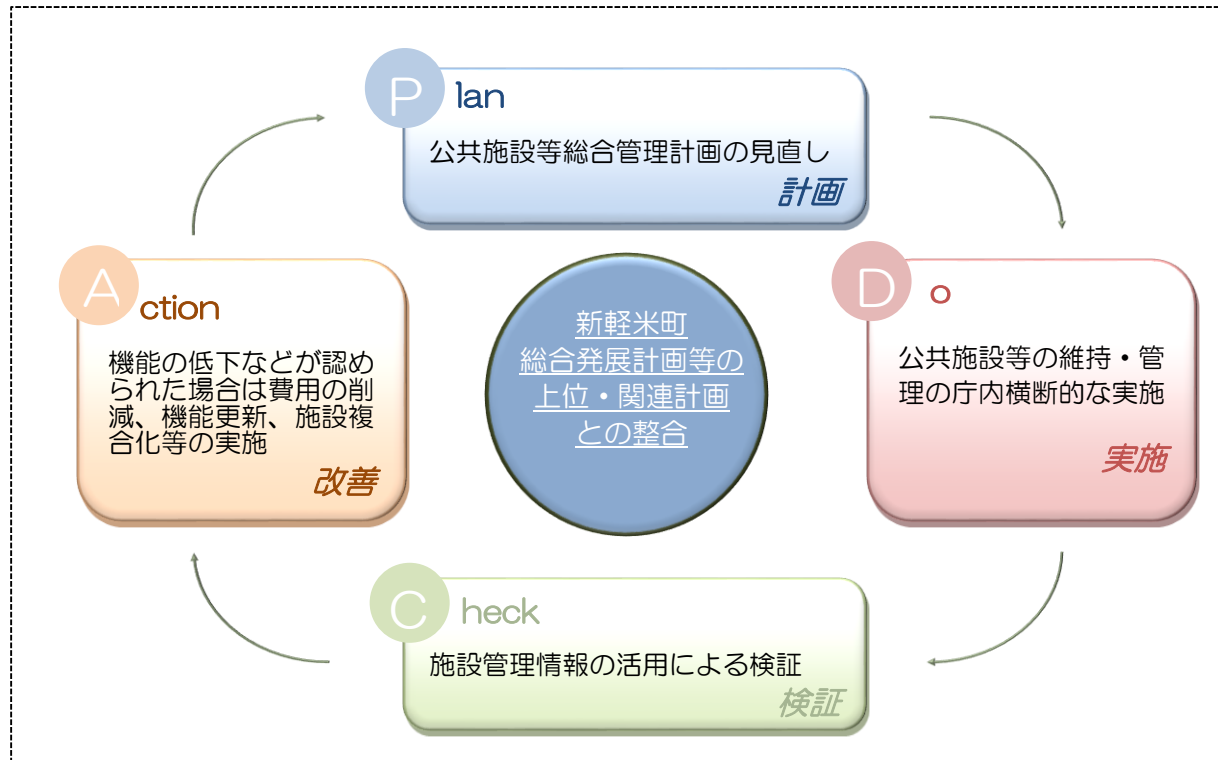


図6.2.1 フォローアップの実施イメージ

【資料】施設用途別建物一覧

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
1	行政施設	庁舎施設	1	軽米町役場	庁舎
					車庫及び物置
					ダム管理事務所
					車庫
					物置兼作業場
					物置
					倉庫
		消防施設	12	第4分団1部屯所	頓所
			13	第5分団2部屯所	頓所
			14	本町地区コミュニティ消防センター	頓所
			15	山内地区コミュニティ消防センター	頓所
					第八分団第一部機械格納庫
			16	蓮台野地区コミュニティ消防センター	頓所
			17	長倉地区コミュニティ消防センター	頓所
			18	増子内地区コミュニティ消防センター	頓所
			19	米田地区コミュニティ消防センター	頓所
			20	上野場地区コミュニティ消防センター	頓所
			21	高清水地区コミュニティ消防センター	頓所
			22	中村地区コミュニティ消防センター	頓所
			23	高家地区コミュニティ消防センター	頓所
			24	笹渡地区コミュニティ消防センター	頓所
			25	高柳地区コミュニティ消防センター	頓所
			26	第7分団第1部消防団拠点施設	頓所
			27	第2分団第1部消防団拠点施設	頓所
			28	尾田地区コミュニティ消防センター	頓所
			29	第7分団第2部消防団拠点施設	頓所
			30	軽米町防災センター	頓所
			31	第3分団第1部消防団拠点施設	頓所
			32	第2分団第3部消防団拠点施設	頓所
			33	第4分団第2部消防団拠点施設	頓所
			34	第4分団第3部消防団拠点施設	頓所
			35	第2分団第4部消防団拠点施設	頓所
			36	第1分団第2部消防団拠点施設	頓所
			37	第2分団第2部消防団拠点施設	頓所
			38	第8分団第3部消防団拠点施設	頓所
2	町民文化系施設	集会所	51	山内農業構造改善センター	農業構造改善センター
			52	晴山農業構造改善センター	農業構造改善センター
			53	上館農業構造改善センター	農業構造改善センター
			54	笹渡農業構造改善センター	農業構造改善センター
			55	米田地区農業構造改善センター	農業構造改善センター
			56	小軽米生活改善センター	生活改善センター
					物置
			57	高家生活改善センター	生活改善センター
			58	円子生活改善センター	生活改善センター
			59	長倉生活改善センター	生活改善センター
			60	小玉川生活改善センター	生活改善センター
					生活改善センター

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
2	町民文化系施設	集会所	61	増子内農村振興会館	農村振興会館
			62	大清水地区活性化センター	活性化センター
			63	軽米町農村環境改善センター	農村環境改善センター
3	社会教育系施設	公民館	97	晴山公民館	公民館
			99	軽米中央公民館	公民館
			135	軽米中央公民館笹渡分館	旧笹渡小学校_校舎
					旧笹渡小学校_屋内運動場
					旧笹渡中学校_物置
					駐輪場・物置
			136	軽米中央公民館小軽米分館	旧小軽米中学校_校舎
					旧小軽米中学校_屋内運動場
					旧小軽米中学校_倉庫
					旧小軽米中学校_部屋
			137	軽米中央公民館晴山分館	旧晴山中学校_校舎①
					旧晴山中学校_渡廊下
					旧晴山中学校_校舎（特別教室棟）①
					旧晴山中学校_物置
					旧晴山中学校_屋内運動場
					ポンプ室
					屋外トイレ
		資料館	94	歴史民俗資料館	博物館
					管理棟
			95	生活文化博物館	博物館
			96	えぞと大自然のロマンの森	歴史と民謡の館
					屋外トイレ
					祠
					炊事場
					旧代官所穀倉
					便所
					埋文倉庫
			102	民俗資料館民家	古民家
		集会所	98	青少年ホーム	研修所
					倉庫
		図書館	100	勤労福祉センター	集会所
			101	軽米町立図書館	図書館
					倉庫
4	スポーツ・レクリエーション 施設	スポーツ施設	103	B & G 海洋センター	管理事務所
			104	軽米町民体育館	体育館
			105	軽米町ハートフル・スポーツランド	多目的広場管理棟
					屋外トイレ
					休憩所、ロッヂ
					第1駐車場トイレ
					メインスタンド
			106	おかりや元気館	おかりや元気館
			107	町営運動場	便所
		レクリエーション施設	66	雪谷川ダムフォリストパーク	管理棟（総合案内施設）
					倉庫（球根保管貯蔵施設）
					森とのふれあい施設（同フェアリ）

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
4	スポーツ・レクリエーション 施設	レクリエーション施設	66	雪谷川ダムフォリストパーク	フェアリサイドハウス
					メニーサイドハウス
					シンフォニーハウス
					炊事場
					管理棟（クラブハウス）
					野外ステージ
					風車展望台
					トイレ
					東屋
					トイレ（建築）
					トイレ
					トイレ
					さわやかトイレ
					炊事場
					キャビン
			67	ミレットパーク	ミレットブラザ
					ミレットブラザ 自転車倉庫
					管理事務所
					サニタリー
					炊事場
					あおしし小屋 野生観察施設
					宿泊施設（A-1）
					宿泊施設（A-2）
					宿泊施設（A-3）
					宿泊施設（A-4）
					宿泊施設（B-1）
					宿泊施設（B-2）
					宿泊施設（C-1）
					宿泊施設（C-2）
					便所
					体験農園付帯施設
		観光施設	68	ミル・みるハウス	農林産物処理加工施設
					農林水産物処理加工施設
					林産物販売施設
					屋外トイレ
5	保健・福祉施設	医療施設	40	軽米町国民健康保険晴山診療所	診療所
		福祉施設			物置
			7	ふれあい作業所（旧医師住宅）	ふれあい作業所
			44	軽米町老人福祉センター	軽米町老人福祉センター
			82	軽米町健康ふれあいセンター	健康ふれあいセンター
6	学校教育系施設	小学校	125	旧助産所	知的障害者福祉施設
					渡り廊下、乾燥室
			83	軽米小学校	校舎
					屋内運動場
					倉庫
			85	小軽米小学校	校舎
					物置
					屋内運動場
					車庫
					水泳プール

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
6	学校教育系施設	小学校	85	小軽米小学校	物置
			86	晴山小学校	校舎
					屋内運動場
					水泳プール
		中学校	91	軽米中学校	校舎（管理棟）
					校舎（普通教室棟）
					校舎（特別教室棟）
					屋内運動場
					柔剣道場（建築工事）
					屋外トイレ兼用具室
					物置
		給食センター	93	軽米町学校給食センター	調理場
					物置
					物置
		その他学校教育系施設	84	笹渡小学校_教員住宅	教員住宅 6.7
					教員住宅 8
					教員住宅 9
					教員住宅 10
					教員住宅 11.12
					教員住宅 13
		133	軽米小学校_教員住宅	教員住宅	
		134	軽米中学校	教員住宅	
7	子育て支援施設	保育所	45	軽米保育園	園舎
					機械室
					物置
			47	笹渡へき地保育所	保育所
					物置
			49	小軽米保育園	園舎
			50	晴山保育園	園舎
					東屋
		幼稚園	92	軽米幼稚園	園舎
					物置
8	産業系施設	産業系施設	6	旧軽米葉たばこ取扱所	葉たばこ取扱所
					耕作者控室
			71	軽米町物産交流館	物産交流施設
					倉庫
		農林水産業施設	64	鶴飼牧野	監視舎
					倉庫
			65	米田牧野	監視舎
					倉庫
					保護舎
			127	旧軽米町農協円子支所	事務所
		倉庫			
		倉庫			
131	旧晴高小学校_屋内運動場	屋内運動場			
132	旧観音林小学校_屋内運動場	屋内運動場			
9	公営住宅	公営住宅	72	笹渡公営住宅	笹渡住宅 1号
					笹渡住宅 2号

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
9	公営住宅	公営住宅	72	笹渡公営住宅	笹渡住宅 3 号
			73	岩崎団地公営住宅	岩崎住宅 1 号
					岩崎住宅 2 号
					岩崎住宅 3 号
					岩崎住宅 4 号
					岩崎住宅 5 号
					岩崎住宅 6 号
					岩崎住宅 7 号
					岩崎住宅 8 号
					岩崎住宅 9 号
					岩崎住宅 1 0 号
					岩崎住宅 1 1 号
					岩崎住宅 1 2 号
					岩崎住宅 1 3 号
					岩崎住宅 1 4 号
					岩崎住宅 1 5 号
					岩崎住宅 1 6 号
					岩崎住宅 1 7 号
					岩崎住宅 1 8 号
					岩崎住宅 1 9 号
					岩崎住宅 2 0 号
					岩崎住宅 2 1 号
					岩崎住宅 2 2 号
					岩崎住宅 2 3 号
					岩崎住宅 2 4 号
					岩崎住宅 2 5 号
					岩崎住宅 2 6 号
					岩崎住宅 2 7 号
					岩崎住宅 2 8 号
					岩崎住宅 2 9 号
			74	向川原公営住宅	向川原住宅 1 号
					向川原住宅 2 号
					向川原住宅 3 号
					向川原住宅 4 号
					向川原住宅 5 号
					向川原住宅 6 号
			75	新下向川原公営住宅	新下向川原住宅 1 号
					新下向川原住宅 2 号
					新下向川原住宅 3 号
					新下向川原住宅 4 号
					新下向川原住宅 5 号
					新下向川原住宅 6 号
					新下向川原住宅 7 号
					新下向川原住宅 8 号
					新下向川原住宅 9 号
					新下向川原住宅 1 0 号
					新下向川原住宅 1 1 号
					新下向川原住宅 1 2 号
					新下向川原住宅 1 3 号

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
9	公営住宅	公営住宅	75	新下向川原公営住宅	新下向川原住宅 1 4 号
					新下向川原住宅 1 5 号
			76	萩田団地公営住宅	萩田住宅 1 号
					萩田住宅 2 号
					萩田住宅 3 号
					萩田住宅 4 号
					萩田住宅 5 号
					萩田住宅 6 号
					萩田住宅 7 号
					萩田住宅 8 号
					萩田住宅 9 号
					萩田住宅 1 0 号
					萩田住宅 1 1 号
					萩田住宅 1 2 号
			77	町営新萩田団地公営住宅	新萩田住宅 1 号
					新萩田住宅 2 号
					新萩田住宅 3 号
					新萩田住宅 4 号
					新萩田住宅 5 号
					新萩田住宅 6 号
					新萩田住宅 7 号
					新萩田住宅 8 号
					新萩田住宅 9 号
					新萩田住宅 1 0 号
					新萩田住宅 1 1 号
					新萩田住宅 1 2 号
					新萩田住宅 1 3 号
					新萩田住宅 1 4 号
					新萩田住宅 1 5 号
					新萩田住宅 1 6 号
					新萩田住宅 1 7 号
					新萩田住宅 1 8 号
					新萩田住宅 1 9 号
					新萩田住宅 2 0 号
					新萩田住宅 2 1 号
					新萩田住宅 2 2 号
					新萩田住宅 2 3 号
					新萩田住宅 2 4 号
					新萩田住宅 2 5 号
					新萩田住宅 2 6 号
					新萩田住宅 2 7 号
					新萩田住宅 2 8 号
					新萩田住宅 2 9 号
					新萩田住宅 3 0 号
			78	新町公営住宅	新町住宅 1 号
					新町住宅 2 号
					新町住宅 3 号
					新町住宅 4 号

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
9	公営住宅	公営住宅	78	新町公営住宅	新町住宅 5 号
					新町住宅 6 号
					新町住宅 7 号
					新町住宅 8 号
					新町住宅 9 号
					新町住宅 10 号
					新町住宅 11 号
					新町住宅 12 号
					新町住宅 13 号
					新町住宅 14 号
			79	下新町団地公営住宅	下新町住宅 1 号
					下新町住宅 2 号
					下新町住宅 3 号
					下新町住宅 4 号
					下新町住宅 5 号
					下新町住宅 6 号
					下新町住宅 7 号
					下新町住宅 8 号
					下新町住宅 9 号
					下新町住宅 10 号
					下新町住宅 11 号
					下新町住宅 12 号
			80	山内公営住宅	山内住宅 3 号
10	インフラ関連施設	上水道施設	109	軽米上水（軽米）	増圧ポンプ室
					監視室
					事務所
					取水場電気室
					浄水場
					圧力タンク室（取水場）
					上館中継ポンプ室
					軽米中継ポンプ室
					蛇口中継ポンプ室
					戸草内ポンプ室
					戸草内ポンプ室
					発電機室
					車庫・倉庫
			110	観音林簡水	送水ポンプ室
					調整装置上屋
			111	小軽米簡水	取水ポンプ室
					松の脇ポンプ室
					浄水場（旧）
					発電機室
			112	山内簡水	ポンプ室
			113	晴高簡水	監視室
					増圧ポンプ室
					ポンプ室
					ポンプ室
					浄水場
			114	長倉簡水	浄水棟

施設の用途 大分類		施設の用途 中分類	施設名称		建物名称
10	インフラ関連施設	上水道施設	115	小玉川簡水	浄水場
			116	笹渡簡水	浄水棟 深井戸（NO1） 深井戸（NO2） 深井戸（NO3）
			117	小軽米簡水	浄水場 沢田取水場
			120	滅菌室	滅菌室
			123	軽米地区簡水受水槽ポンプ室	ポンプ室
		下水道施設	81	浄化センター	浄化センター 水処理ポンプ棟
		プラント施設	126	最終処分場	旧管理棟
11	その他	火葬場	39	軽米町火葬場	本館斎場 管理棟 管理棟増築 集灰場
		倉庫・車庫	3	車庫(マイク口用)	車庫
			5	車庫(萩田)	車庫 車庫 車庫 車庫 車庫・倉庫
		公衆便所	41	本町トイレ	公衆トイレ（図書館敷地内）
			140	円子親水公園	さわやかトイレ
		その他	11	旧円子児童館	児童館
			42	蓮台野揚水場	揚水場
			43	荒町揚水ポンプ	揚水ポンプ
			46	観音林児童館（閉館）	児童館 物置
			48	山内へき地保育所（閉園）	保育所
			87	旧米田小学校	校舎
			88	旧晴高小学校	校舎 屋内運動場（渡廊下） 物置 ポンプ室 屋外トイレ
			89	旧観音林小学校	校舎 物置 物置 物置
			118	第5分団3部屯所（山田）	塙所
			121	長倉僻地保健福祉館（閉館）	保健福祉館
			122	晴高児童館（閉園）	児童館 物置 物置
			128	農産物貯蔵施設	農産物貯蔵施設
			129	旧増子内小学校	特別教室 物置
			130	旧晴山中学校	プール附属屋

軽米町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

【この計画に関するお問合せ先】

軽米町 総務課

電 話 : 0195-46-2111

F A X : 0195-46-2335